

近江八幡市の風景

～ 資源を活かした誇りあるまちづくり～



近江八幡市長 富士谷 英正

近江八幡市の概況

- 滋賀県の中央、琵琶湖の東岸
- 平成22年3月新近江八幡市誕生
- 人口: 約81,900人
- 面積: 101.27km² + 琵琶湖76.12km²
(うち市街化区域10.31km²)
- 琵琶湖、西の湖(内湖)、沖島、水郷
- 中山道、朝鮮人街道、
- 織田信長、豊臣秀次、ウィリアム・メル・ヴォーリス
- 琵琶湖八景、近江八景
- 琵琶湖国定公園、ラムサール条約
- 八幡堀の保存修景運動(昭和40年代)
- 重要伝統的建造物群保存地区(平成3年選定)
- 景観法に基づく景観計画
「水郷風景計画」(平成17年7月)
- 文化財保護法に基づく重要文化的景観
「近江八幡の水郷」(平成18年1月)
- 景観法に基づく「景観農業振興地域整備計画」
(平成18年12月)



まちづくり基本理念と将来像

自然の恵み、歴史と文化に根づく「生業」が広がり、
起業する活力とすべての人々が支え合える、
ぬくもり あふれたまち



■ 琵琶湖



■ 西の湖



■ 安土城跡



■ 商家のまちなみ



■ 農業



■ 漁業



■ よし



■ 祭り



■ 地藏盆

魅力的な風景資源



■ 沖島



■ 安土山



■ ヴォーリズ建築



■ 西の湖・水郷



■ 八幡堀



■ セミナリヨ跡



■ 駅周辺



■ 教林坊



■ 活動風景

市民活動でよみがえった風景資産

～ 八幡堀保存再生運動 ～

1970年



1985年



市民活動により創出された風景資産

～ 浅小井町近隣景観形成協定地区 ～



風景づくりの波及

～ 資源から資産への醸成～

・近隣景観形成協定地区(県条例)

19地区(県内の協定締結地区総数は86地区)

1989 「八幡堀を守る会」(市民団体初)

1991 「浅小井町まちづくり委員会」(自治会初)

...

・風景づくり協定(市条例)

2地区 ・プラザスタイル丸の内a街区(5軒)

・小舟木エコ村(予定360軒余)

・多くのまちづくり団体の活動

北之庄沢を守る会、「間」の会、一粒の会、八幡山の景観を良くする会、
白鳥川の景観を良くする会 他多数



景観法の活用

「風景」へのこだわり・・・「風景づくり条例」「風景計画」

「風景」とは、景色に人々の営みを融合させたもの

景観計画の策定

- ・風景の特性を大切にしたいゾーニング
- ・「自然景観の保全」と「都市景観の創出」
- ・風景の大きな変化を避ける配慮
- ・脆弱な水郷風景を早急に



- ・まちの生き立ち・文化を感じる・・・誇りと愛着の形成
- ・地域の個性を伸ばす・・・ブランドの創出
- ・コミュニティ、人と人のつながり・・・輪の再生

- 平成15年 「景観条例策定懇話会設置」
- 平成16年6月 「景観法」制定
- 平成17年3月 「近江八幡市風景づくり条例」制定
- 平成17年7月 景観法に基づく「近江八幡風景計画～水郷風景計画～」策定
- 平成18年1月 文化財保護法に基づく重要文化的景観「近江八幡の水郷」選定
- 平成18年12月 景観法に基づく景観農業振興地域整備計画策定
- 平成19年8月 近江八幡風景計画「伝統的風景計画」策定
- 平成21年9月 近江八幡風景計画「市街地風景計画」策定(未施行)

風景の特性を大切にしたゾーニング

湖畔風景



水郷風景



田園風景



伝統的風景



風景ゾーン

街道風景



市街地風景



歴史文化風景



水郷風景計画区域

～水と緑、人々の営みが織りなす美しい水の郷～

水郷風景計画区域の 風景資産

水郷、田舎、水田、集落、山並み 構成された美しい風景

水郷風景計画区域の 目標イメージ

水と緑、人々の営みが織りなす美しい水の郷

水郷風景計画区域の 風景資産

水郷風景計画区域の 目標イメージ

水と緑、人々の営みが織りなす美しい水の郷



総合学習



景観施策の展開

風景計画による行為規制

風景づくり協定地区

水郷を活かした農の活性化

ヨシ産業の活性化

水郷ブランド

ラムサール条約

協力金制度の創出

有機的なつながり

水路(郷)の再生

水郷めぐり

伝建地区の修理、修景

景観重要建造物等の指定

屋外広告物規制

歴史まちづくり法

空き家対策

最後に

まちづくり、景観づくり、人づくりは
点から線さらに面への総合力



終

ありがとうございました。